

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日翌日)

目 次

◇ 告 示 字の区域の変更(二件)(市町村振興課)

土地改良法による換地処分(二件)(農村整備課)

土地改良事業の認可(二件)(〃)

県道の区域の決定(道路課)

開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)

◇ 教委規則 鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則(教職員課)

◇ 教委告示 平成六年度鳥取県立養護学校高等部(重複学級)生徒募集要項(〃)

◇ 公安告示 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

◇ 公 告 平成六年度前期の技能検定の実施(労政・能力開発課)

平成六年度技能検定(基礎一級及び基礎二級)の実施(〃)

告 示

鳥取県告示第六十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。
この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による桜地区の換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

平成六年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(平成五年十一月一日現在の地番による。)
桜字壱ノ瀬	同上の区域のうち九六の二、九八の二以外の区域 桜字四地防一〇三の二、一〇四の二 桜字地藏防九三八の二、九四三の三と一体をなす国有地の一部
桜字四地防	桜字四地防のうち一〇三の二、一〇四の二、一〇七から一〇九までの一部、一六三の二以外の区域 桜字上山ケ市一六六、一六七の二、一六八の二、一六九の二、一七〇の二、一七二の二、一七三の二、一七四の二、一七五の二、一七六の二、一七八の二と一体をなす国有地の一部
桜字上山ケ市	桜字四地防一六三の二 桜字上山ケ市のうち一六六、一六七の二、一六七の六、一

	<p>六八、一六九、一七〇の一、一七〇の二、一七一から一七三まで、一七四の二、一七五の一、一七五の二、一八四の一、一八五の一、一八五の三、一八六の一、一八七の一、一八七の二、一八八の一の一部、一八八の三、一八九、一九〇、一九一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>桜字山ケ市</p>	<p>桜字上山ケ市一八四の一、一八五の一、一八五の三、一八六の一、一八七の一、一八七の二、一八八の一の一部、一八八の三、一八九、一九〇、一九一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>桜字山ケ市の全域</p> <p>桜字上寺ケ市二六三の一の一部、二六四の一の一部、二七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>桜字上寺ケ市</p>	<p>桜字上寺ケ市のうち二六三の一の一部、二六四の一の一部、二七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p> <p>桜字寺ケ市三五一の三、三五二及びこれらと一体をなす国有地並びに三四九の一、三四九の二、三五一の一と一体をなす国有地の一部</p>
<p>桜字中ケ市</p>	<p>桜字中ケ市の全域</p> <p>桜字手シメ三〇一、三〇二の一、三〇三、三〇四の一、三〇四の二、三〇四の四、三〇五、三〇六の一、三〇六の二、三一一の二、三一一の一、三四二の二、三四三の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>桜字手シメ</p>	<p>桜字手シメのうち三〇一、三〇二の一、三〇三、三〇四の一、三〇四の二、三〇四の四、三〇五、三〇六の一、三〇六の二、三一一の二、三一一の一、三四二の二、三四三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

<p>桜字寺ケ市</p>	<p>桜字寺ケ市のうち三五一の三、三五二及びこれらと一体をなす国有地並びに三四九の一、三四九の二、三五一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>桜字山根</p>	<p>桜字山根の全域</p> <p>桜字平七四五の二、七五九の一、七六〇の二から七六〇の三まで、七六一、七六二の一、七六三、七六四の一、七六六、七六七の一、七六七の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>桜字平</p>	<p>桜字平のうち七四五の二、七五九の一、七六〇の二から七六〇の三まで、七六一、七六二の一、七六三、七六四の一、七六六、七六七の一、七六七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>桜字地藏峯</p>	<p>桜字地藏峯のうち八八九の二以外の区域</p>
<p>桜字地藏防</p>	<p>桜字寺ノ瀬九六の一部、九八の一部</p> <p>桜字円地防一〇三の一部、一〇四の一部、一〇七から一〇九までの一部</p> <p>桜字上山ケ市一六七の一の一部、一六八の一部、一六九の一部、一七〇の一の一部、一七〇の二、一七一の一部、一七三の一部、一七五の一の一部、一七五の二及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>桜字地藏峯八八九の二</p> <p>桜字地藏防のうち九三五、九三六、九三七の一、九三七の二、九三八の二、九四三の三と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>

鳥取県告示第百六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による大山山麓地区第三二工区の換地処分公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成六年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する字の名称	同上の区域（平成五年七月一日現在の地番による。）
大字稲吉字大成	大字稲吉字大成のうち一一八〇の二以外の区域
大字稲吉字氷岩	大字稲吉字氷岩のうち一一八一の一から一一八一の三まで、一一八二の一以外の区域
大字稲吉字奥ノ谷	大字稲吉字大成一一八〇の二 大字稲吉字氷岩一一八一の一から一一八一の三まで、一一八二の一 大字稲吉字奥ノ谷の全域 大字稲吉字歳坂一一〇一の二
大字稲吉字歳坂	大字稲吉字歳坂のうち一一〇一の二以外の区域

鳥取県告示第百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、国営土地改良事業に係る大山山麓地区第三二工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成六年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市が行う土地改良事業に係る桜地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成六年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、境港市が行う土地改良事業（団体営農道整備事業深田東地区農道整備）を平成六年二月二十五日

認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成六年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、赤碓町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）平田ヶ平地区区画整理）を平成六年二月二十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

平成六年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。
その関係図面は、平成六年三月一日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町一丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成六年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
由良停車場線	東伯郡大栄町大字由良宿字造道五六〇―一地从先から同大字東浜一四五八―一四地先まで	六・五〇 二六・〇〇	一、三四四・

鳥取県告示第百六十八号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
平成五年十二月二十日 鳥取県指令受都計三一―第二十六号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
米子市大崎字善吉後用水川北中道西
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
境港市渡町一三七〇―三
宮本夏代

鳥取県告示第百六十九号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成六年三月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成五年十月十三日 鳥取県指令受倉土維十第四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

東伯郡羽合町大字田後字宮ヶ坪

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市南吉方二丁目三一

住宅流通サービス株式会社

代表取締役 金澤泰治

教育委員会規則

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成六年三月一日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県立学校管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立学校管理規則（昭和五十一年四月鳥取県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表の二の表白兔養護学校の項、倉吉養護学校の項及び米子養護学校の項中「三〇人」を「三五人」に改める。

附 則

この規則は、平成六年四月一日から施行する。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第三号

平成六年度鳥取県立養護学校高等部（重複学級）生徒募集を次の要項により実施する。

平成六年三月一日

鳥取県教育委員会委員長 西 尾 圭 介

平成6年度鳥取県立養護学校高等部（重複学級）生徒募集要項

1 募集学校及び募集生徒数

白冠養護学校 普通科（重複学級） 5人
倉吉養護学校 普通科（重複学級） 5人
米子養護学校 普通科（重複学級） 5人

2 出願資格を有する者

精神薄弱の程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の2の表に規定する程度であり、かつ、重複障害を有する者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中学校（盲学校、聾学校及び養護学校の中学部を含む。）を卒業した者又は平成6年3月に卒業する見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条各号のいずれかに該当する者

3 出願方法

(1) 出願手続

入学志願者は、入学志願書を出身（在学）学校長を経由して各志願学校長に提出しなければならない。

出身（在学）学校長は、入学志願者に係る調査書を作成し、入学志願書に、当該調査書及び健康記録書を添えて各志願学校に提出するものとする。

(2) 出願期間

平成6年3月4日（金）から同月7日（月）まで（日曜日を除く）。ただし、郵送による場合は、同月7日（月）必着のこと。

(3) 受付時間

9時から17時まで（ただし、土曜日は、9時から12時まで）

(4) 受付場所

各募集学校

(5) 各募集学校長は、(1)の入学志願書等が提出されたときは、よく審査して受理し、面接の日程等の必要事項を出身（在学）学校長に通知するものとする。

4 入学者の選抜方法

入学者の選抜は、調査書等の審査及び面接の結果により行う。

5 面接の日程等

(1) 日時

平成6年3月9日（水）10時から14時まで（ただし、9時30分までに集合すること。）

(2) 場所

各志願学校

6 合格者の発表

平成6年3月11日（金）12時に各募集学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身（在学）学校長に通知する。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、生徒の募集に関し必要な事項は、各募集学校長が定める。

(2) 生徒の募集に関する説明会を、各募集学校において次の日時に開催する。

平成6年3月3日(木) 10時から12時まで

(3) 入学志願書等の用紙は、各募集学校において次の日時に交付する。

ア 期間

平成6年3月3日(木) から同月5日(土) まで

イ 時間

9時から17時まで(ただし、土曜日は、9時から12時まで)

(4) 生徒の募集に關し不明なことは、次の各募集学校に問い合わせること。

白兔養護学校(〒689-02 鳥取市伏野1550-1 電話0857-59-0585)

倉吉養護学校(〒682 倉吉市長坂新町1231 電話0858-28-3500)

米子養護学校(〒689-35 米子市蚊屋343 電話0859-27-3411)

8 再募集

各募集学校において、合格者が募集定員に満たない場合は、次のとおり再募集を実施する。

(1) 出願期間

平成6年3月15日(火) から同月17日(木) まで。ただし、郵送による場合は、同月17日(木) 必着のこと。

(2) 受付時間

9時から17時まで。

(3) 面接の日程

平成6年3月18日(金) 10時から14時まで(ただし、9時30分まで

に集合すること。)

(4) 合格者の発表

平成6年3月19日(土) 12時に各募集学校において発表するとともに、合格者及び当該合格者の出身(在学) 学校長に通知する。

(5) その他

ア その他再募集に關し必要な事項は、各募集学校長が定める。

イ 入学志願書等の用紙は、各募集学校において次の日時に交付する。

ウ 期間

平成6年3月14日(月) から同月16日(水) まで

エ 時間

9時から17時まで

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十六号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に關する法律(昭和二十三年法律第百二十二号)第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に關する規則(昭和六十年國家公安委員会規則第四号)第九条第一項の規定により告示する。

平成六年三月一日

鳥取県公安委員会委員長 原 田 一 雄

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	CRナスカ	株式会社まさむら遊機
〃	マスターズ	〃
回胴式遊技機	ベガスローテグ	株式会社パル工業

公 告

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、平成6年度前期の技能検定を次のとおり実施する。

平成6年3月1日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 検定を実施する職種

園芸装飾、造園、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、電気めつき、仕上げ、製材のこ目立て、電子機器組立て、電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、建設機械整備、婦人子供服製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、版下製作、製版、印刷、プラスチック成形、石材施工、とび、左官、タイル張り、畳製作、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、広告美術仕上げ、フ

ラー装飾、路面標示施工、塗料調色及び産業洗浄
 2 検定の等級

1の職種のうち、園芸装飾については1級、2級及び3級に区分して、路面標示施工、塗料調色及び産業洗浄については等級を区分しないで、その他の検定職種については1級及び2級に区分して行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成6年6月10日（金）から同年9月11日（日）までの間におい

て、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、平成6年5月31日（火）に鳥取県職業能力開発

協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

検 定 職 種	実 施 期 日
金属プレス加工、布はく縫製、プラスチック成形、 とび、防水施工、サッシ施工、塗装及び産業洗浄	平成6年8月 28日(日)
機械加工、鉄工、電気めつき、製材のこ目立て、 電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、 家具製作、建具製作、印刷、左官、墨製作、内装 仕上げ施工及び広告美術仕上げ	平成6年9月 4日(日)
園芸装飾、造園、放電加工、建築板金、仕上げ、 電気機器組立て、鉄道車両製造・整備、版下製作、 製版、石材施工、タイル張り、熱絶縁施工、表装、 フローラー装飾、路面標示施工及び塗料調色	平成6年9月 11日(日)

1 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場合

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市富安二丁目159 久本ビル5階

鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

平成6年4月4日(月)から同月15日(金)まで(郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。)

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で作付する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒(あて先を記入し、80円切手をはったもの)を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書きすること。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格のある者は、1に掲げる検定職種以外の職種についても受検申請ができる。

6 受検手数料等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検 定 職 種	手 数 料
園芸装飾	13,800円
造園	13,000円
機械加工	13,800円
放電加工	13,800円
金属プレス加工	12,000円
鉄工	12,000円
建築板金	13,800円
電気めつき	13,800円

仕上げ	13,800円	塗装	12,000円
製材のこ目立て	13,800円	路面標示施工	13,800円
電子機器組立て	13,800円	塗料調色	12,000円
電気機器組立て	13,800円	広告美術仕上げ	13,800円
鉄道車両製造・整備	13,800円	産業洗浄	13,800円
建設機械整備	12,000円	フラワー装飾	13,800円
婦人子供服製造	10,000円	イ 学科試験の受検手数料	
布はく縫製	13,800円	2,600円	
家具製作	13,800円	(2) 納付方法	
建具製作	13,800円	(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。	
版下製作	10,500円	(3) その他	
製版	13,800円	受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも、受検手数料は返還しない。	
印刷	13,800円	7 合格者の発表等	
強化プラスチック成形	13,800円	(1) 合格通知	
石材施工	13,800円	実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が平成6年10月6日(木)に書面で通知する。	
とび	13,000円	(2) 合格者の公表	
左官	12,000円	技能検定合格者の氏名は、平成6年10月7日(金)の鳥取県公報で公示する。	
タイル張り	12,000円	8 その他	
畳製作	13,800円	技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部労政・能力開発課	
防水施工	13,800円		
内装仕上げ施工	13,800円		
熱絶縁施工	13,800円		
サッシ施工	13,800円		
表装	13,800円		

(電話0857-26-7222) 又は鳥取県職業能力開発協会 (電話0857-22-3494) にお問い合わせること。

職業能力開発促進法 (昭和44年法律第64号) 第64条第2項の規定に基づき、平成6年度技能検定 (基礎1級及び基礎2級) を次のとおり実施する。

平成6年3月1日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 検定を実施する職種

铸造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、電気めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工及び塗装

2 検定の等級

この技能検定は、上記の検定職種について基礎1級及び基礎2級に区分して実施する。

3 検定の方法

この技能検定は、実技試験及び学科試験によって行う。

4 試験の実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 実施期日

平成6年4月1日 (金) から平成7年3月31日 (金) までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者あて送付する。

(2) 学科試験

ア 実施期日

平成6年4月1日 (金) から平成7年3月31日 (金) までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が指定する日

イ 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。)

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市富安二丁目159 久本ビル 5階
鳥取県職業能力開発協会

(3) 受付期間

随時受け付ける。
 (4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙は、鳥取県職業能力開発協会に交付する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書きし、返信用封筒（あて先を記入し、80円切手をはったもの）を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書きすること。

6 受検手数料等

(1) 受検手数料

ア 実技試験の受検手数料

検 定 職 種	手 数 料
鍛造	13,800円
機械加工	13,800円
金属プレス加工	12,000円
鉄工	12,000円
建築板金	13,800円
工場板金	13,800円
電気めつき	13,800円
仕上げ	13,800円
機械検査	10,000円
ダイカスト	12,000円
機械保全	13,800円

電子機器組立て	13,800円
電気機器組立て	13,800円
冷凍空調和機器施工	13,000円
染色	13,000円
ニット製品製造	13,800円
婦人子供服製造	10,000円
紳士服製造	12,000円
帆布製品製造	13,800円
布はく縫製	13,800円
家具製作	13,800円
建具製作	13,800円
印刷	13,800円
製本	13,800円
プラスチック成形	13,800円
強化プラスチック成形	13,800円
石材施工	13,800円
水産練り製品製造	13,800円
建築大工	12,000円
かわらぶき	13,800円
とび	13,000円
左官	12,000円
タイル張り	12,000円
配管	12,000円
型枠施工	13,800円

鉄筋施工	12,000円
コンクリート圧送施工	13,000円
防水施工	13,800円
内装仕上げ施工	13,800円
熱絶縁施工	13,800円
サッシ施工	13,800円
ウエルポイント施工	13,800円
塗装	12,000円

4 学科試験の受検手数料
2,600円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が書面で通知する。

(2) 合格証書の交付

この技能検定の合格者には、鳥取県知事名の合格証書が交付される。

8 その他

この技能検定について不明な点は、鳥取県商工労働部労政・能力開発課（電話0857-26-7222）又は鳥取県職業能力開発協会（電話0857-22-8494）に問い合わせること。